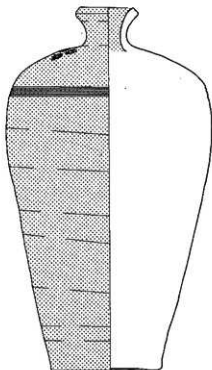


つる まつ 鶴 松 遺 跡 IV

(延久地区農村基盤総合整備事業(集落型)
施行に伴う鶴松遺跡第4次発掘調査報告書)



1991

静岡県袋井市教育委員会

例 言

1. 本書は、平成2年度に袋井市教育委員会が実施した、延久地区農村基盤総合整備事業（集落型）施行に伴う鶴松遺跡の第4次発掘調査報告書である。
2. 本調査は、袋井市教育委員会社会教育課文化振興係吉岡伸夫を発掘調査の担当者として実施した。
3. 本調査、本書刊行に係る事務については、袋井市教育委員会社会教育課文化振興係が行った。
4. 本書の挿図、図版の作成は松井一明、早川保子が行った。写真撮影については吉岡が行った。
5. 本書の執筆・編集は吉岡と松井が行い、執筆分担は目次に記した。
6. 本調査で得た資料については、すべて袋井市教育委員会が保管している。

目 次

1. 発見から発掘調査終了にいたる経過	(吉岡)	1
2. 立地と歴史的背景	(松井)	3
3. 遺 構	(吉岡)	6
4. 遺 物	(松井)	6
5. ま と め	(吉岡)	10

挿 図 目 次

第1図 発掘調査の位置	2
第2図 発掘調査区位置図	4
第3図 6区遺構平面確認調査区全体図	5
第4図 遺物実測図1	7
第5図 遺物実測図2	8
第6図 遺物実測図3	9

表紙図 鶴松遺跡第1次発掘調査出土古瀬戸灰釉瓶子実測図（縮尺3分の1）

裏表紙図 鶴松遺跡第1次発掘調査出土古瀬戸灰釉瓶子肩部文様上面実測図（縮尺3分の1）

鶴松遺跡第4次発掘調査報告書

1. 発見から発掘調査終了にいたる経過

鶴松遺跡は、東名高速道路袋井インターチェンジ北方の水田地帯に分布する。古くから弥生時代の土器片等が散布する地域として知られ、『静岡県史』第1巻にも記載されている遺跡である。昭和48年の発掘調査以来、3回の発掘調査が行われ、鶴松遺跡は弥生時代のみならず、中・近世にいたる複合大遺跡であることが明らかになってきている。昭和48年度に出土した古瀬戸瓶子は、昭和51年9月21日、袋井市指定有形文化財（表紙図参照）に指定された。

今回の発掘調査の契機は、突如としておとずれた。

鶴松遺跡の範囲内で農村基盤総合整備事業が行われ、土器片等の遺物が散乱している旨連絡を受けたのは、平成2年1月26日の夕刻である。袋井市教育委員会は、翌27日の早朝、社会教育課文化振興係長と担当者を現地へ赴かせ、現地の状況を確認したが、すでに水路等の建設はほぼ終了し、遺構・遺物包含層が厚いところで20cmほど削平されて、弥生土器・山茶碗片・石器等が散乱している状況であった。袋井市教育委員会は早速袋井市役所農林課・延久土地改良区と連絡をとり、27日のうちに工事の一時停止をお願いするとともに、静岡県教育委員会文化課あて事態の発生について報告した。

その後の静岡県教育委員会文化課・延久土地改良区・袋井市役所農林課・袋井市教育委員会の対応は迅速であった。1月29日、地元3者で現地を確認し、現況をしばらくの間変更しないこと、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条の2第1項に係る届出（「埋蔵文化財の届出について」）を延久土地改良区から至急提出してもらうことを決めた。翌30日には静岡県教育委員会文化課指導主事が現地を調査し、袋井市教育委員会と今後の対応・取り扱いについて協議を行った。2月1日、静岡県教育委員会教育長あて「埋蔵文化財発掘調査の届出について」が提出され、同日、袋井市教育委員会の学芸員2名により散乱する遺物の採集、包含層の残存状況が調査された。

2月2日、袋井市役所農林課土地改良係長・管理係長・袋井市教育委員会社会教育課文化振興係長・担当者の4名で静岡県教育委員会文化課を訪ね、事態のいきさつについて報告するとともに、文化課主幹・指導主事と協議して、今後の対応・措置を次のとおりとした。

- (1) 総合基盤整備事業施行予定地内の詳細な分布踏査を行い、遺構・遺物包含層の広がりを確認する。その際、予定地内に散在している土器片等すべての遺物を採集する。
- (2) 2～5区については、今後田面の調整等一切の削平工事は行わず、現状のまま埋めもどす。
- (3) 包含層が露出している6区について、至急遺構確認のための平面発掘調査を行う。
- (4) 削平工事を予定している1区については、試掘調査を行い埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要な範囲を平面発掘調査する。
- (5) 発掘調査結果について、平成2年度発掘調査報告書を刊行する。

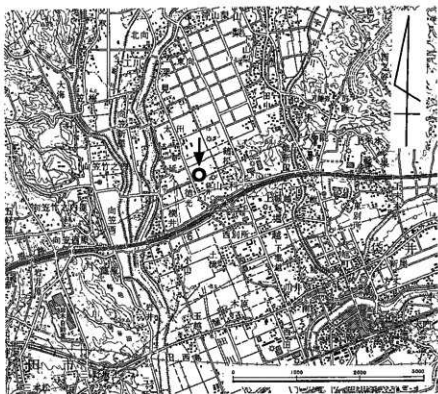
袋井市教育委員会は、上記の協議内容に基づき、2月5日より遺物の徹底的な採集、包含層

が露出する6区のうち約3,000㎡について平面発掘調査を開始した。表面採集作業では墨書土器・打製石包丁等の石器を含むポリコンテナー3箱分の遺物が採集された。平面発掘調査は、田面の削平が現況以下に及ばないことから遺構の輪郭のみを確認し、遺構内を掘り下げないこととしたが、弥生時代後期から古墳・奈良時代を経て中・近世（16世紀）にいたる多量の土器片・石器等が出土した。2月13日、袋井市役所農林課・袋井市教育委員会は、静岡県教育委員会文化課立ち会いのもと、延久土地改良区に対し2月2日の協議内容を文書により通知し、今後の対応について相互に確認した。

1区のトレンチ調査を含め、発掘調査は3月20日をもって終了した。27日、工事を受注している五光建設株式会社を含め、延久土地改良区・袋井市役所農林課・袋井市教育委員会は現地では今後の工事方法について再度確認し、最後まで停止を願っていた2・4・6区の工事は再開されることとなった。

いささか長くなったが、以上が鶴松遺跡第4次発掘調査終了までの経緯である。

開発部局による埋蔵文化財の軽視が今回の事態を招いた原因では決してない。いわゆる『文化財地図』における遺跡の表記法、またその後変更された遺跡の範囲の周知等、文化財保護部局が反省しなければならない点もある。文化財保護行政を進めていくうえで欠くことのできない要件は、開発部局と文化財保護部局との相互の信頼関係にある。故意や計画的でないにもか



第1図 発掘調査の位置

かわらず、こうした事態が起こりうる可能性を、人間の信頼関係に立脚しているが故に、文化財保護行政は常にはらんでいる。右往左往した1ヶ月であったが、開発部局も同様に右往左往してくれたことが一つの救いであった。

ここに、反省の意味をこめて今回の発掘調査の経緯を記しておくことにした。

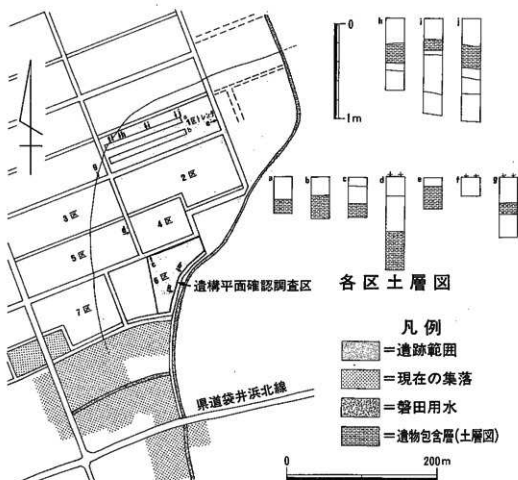
3. 立地と歴史的背景

鶴松遺跡は、従来弥生時代中期～後期及び古墳時代前期の太田川中流域歴代の拠点集落として知られているとともに、市指定文化財の古瀬戸瓶子が出土しており中世の有力集落の片鱗も見せている。今回の調査で、古墳時代後期～平安時代の遺物も発見されており、各時代を通じて住みやすい場所であったことがわかってきている。今回は、比較的遺物の多かった弥生時代と中世の鶴松遺跡の立地と歴史的背景について触れてみたい。

弥生時代の太田川中流域の遺跡群のありかたについては、すでに述べたことがある（袋井市教育委員会 1983）がそれについて簡単に再述し、近年の鶴松遺跡の周辺部の調査結果を踏まえ紹介する。太田川中流域の有力な遺跡群は鶴松遺跡を中心とし土橋遺跡、鶴田遺跡などを含み太田川の自然堤防上に立地し比較的規模の大きな遺跡からなるグループ（第7グループ）、稲荷領家遺跡を中心とし丘陵性の遺跡である一色前田遺跡、三沢遺跡などを含むグループ（第6グループ）、段丘上に立地する掛の上・大門遺跡、北山遺跡を中心とし低地の後期後半の遺跡と思われる関口遺跡、三門遺跡を含むグループ（第8グループ）などが、比較的調査例も多く内容がわかっている弥生時代遺跡群である。これらの遺跡群の共通する特徴として、(1)たとえば鶴松遺跡、掛の上・大門遺跡、稲荷領家遺跡のように中期中頃～後半に成立する集落を1～2含むこと、(2)後期後半に集落数がふえ遺跡群を形成することなどがあげられる。

鶴松遺跡を中心とする遺跡群の中で近年鶴田Ⅱ遺跡と堀越ジョウヤマ遺跡が調査された（袋井市教育委員会 1991）。鶴田Ⅱ遺跡の発掘調査は、わずか510㎡の調査であったが、弥生時代～古墳時代前期、鎌倉時代の遺物、遺構が発見された。弥生時代の土器は、中期後半のものが少量、後期前半のものが比較的多く出土し、後期後半～古墳時代前期の土器も安定して出土している。堀越ジョウヤマ遺跡では、後期前半～後半の住居跡や集落の一面を区画すると思われる溝（一部V字状）が発見された。集落は後期前半から安定的に出現し、後期後半に集落規模を拡大し後期後半までつづき僅かに古墳時代前期の土器が発見された。

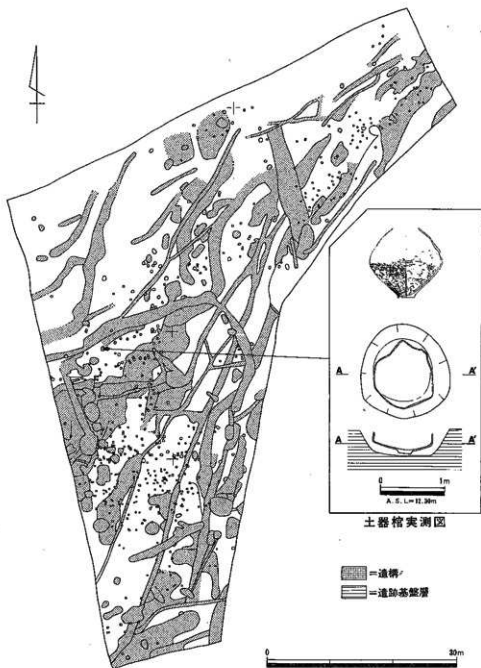
鶴田Ⅱ遺跡と堀越ジョウヤマ遺跡の調査結果を見ると、次の2点について認識の変更が生じた。第1に従来中期から始まる遺跡は鶴松遺跡と見られていたが、鶴田Ⅱ遺跡でも中期後半の土器が知られ鶴松遺跡以外でも中期の遺跡が発見される可能性がでてきたこと。第2に鶴松遺跡を含む第7グループの遺跡群は他のグループと同じく後期後半から遺跡群が安定して形成されたと考えていたが、鶴田Ⅱ遺跡、堀越ジョウヤマ遺跡ともに後期前半から遺構が安定的に見られ、低地の遺跡群については後期の前半から安定的に集落群を形成しうる可能性が出てきたことがあげられる。これらの成果から、鶴松遺跡を含む遺跡群の優位性をただちに断定することはできないが、従来考えられている遺跡群の成立及び隆盛時期について格差がでている可能性があり、今後の問題点として提起しておきたい。



第2図 発掘調査区位置図

平安時代末になると袋井市域では山名庄という名の庄園が成立する。山名庄は、『三代起請地注文』によると三代起請地として文永2年(1265)に立券されている。鶴松遺跡の周辺では関係資料によると永禄11年(1568)に山名庄徳光の名前が見えているが、戦国期の資料であるため鶴松遺跡がはたして鎌倉時代の山名庄徳光郷関連の遺跡としてもよいか検討を要する。しかし、たとえば鶴松遺跡と同様に永禄12年(1569)に名前が見える山名庄土橋郷なども近年の発掘調査で土橋遺跡という有力な鎌倉時代の集落が見つかってきているため、戦国期に存在を知ることができる郷の成立について、案外鎌倉時代まで遡るものが多いのではないかと仮説を持っている。今回の調査でもほぼ鎌倉・室町・戦国・江戸時代までの資料が断絶なく見られることが、この仮説の一端を裏付けているのではないかと推定している。村の領域は、先に紹介した鶴田Ⅱ遺跡でも鎌倉時代の墨書土器等が発見されているため、鶴松遺跡と鶴田Ⅱ遺跡まであたりを含んだものと推察される。

鶴松遺跡の中世の集落の姿は、遺構のうえでは過去の調査を含めてもはっきりわかっていないが、今回も過去の調査と同様に古瀬戸や中国製の青磁等が出土しているので、かなり安定的



第3図 6区遺構平面確認調査区全体図

な有力集落で郷の中心に近い位置を占める遺跡と考えられるが具体的な姿についてはわからない。今回の調査区域での鎌倉時代の遺物の出土量は、過去の調査に比べて格段に多いので、おそらく鎌倉時代の集落の中心は今回の調査区域付近にあると見てよいと思われる。今後の鶴松遺跡の中世遺構の調査に期待をしたい。

4. 遺 構

6区の平面発掘調査において検出された遺構には、主に南北方向に走る多数の溝、堅穴住居跡を思わせる平面が方形・不定形の堅穴（落ち込み）、平面円形の堅穴等がある。

a～j地点で観察された基本層位を上層より列記すれば、層厚10～25cmを計る表土（耕作土）下に、層厚15～50cmの暗灰色微砂質粘土が認められる。この暗灰色微砂質粘土はマンガン粒を含み、弥生時代～古墳・奈良時代、中・近世にいたる多量の土器片等を混在させる遺物包含層であった。包含層の下は、遺跡基盤である灰白色粘土・緑灰色粘土ないしはその互層となる。周辺域（1・3・5・7区）の遺跡基盤層は4・6区に比べ30～50cm低く、包含層に含まれる遺物量も減少する。

遺構覆土は、黒色有機質土・青灰色粘土・暗灰色微砂質粘土に3大別でき、それぞれに炭化物を含んでいる。黒色有機質土は主に堅穴状遺構に見られ、青灰色粘土を覆土とする溝が、暗灰色微砂質粘土を覆土とする溝を切断していたが、覆土ごとの時代差は良くわからなかった。

6区のはぼ中央の土城から弥生時代後期（菊川式新段階）の壘形の土器棺が1点出土した。口縁部から頸部は欠損していたが胴部以下はほとんど残っていた。土器棺の埋納はほぼ底部を真下にし直立状態であったと推定される。弥生時代の遺物は後期のものしか出土しておらず、しかも出土量は6区の平面調査区の南縁に顕著であった。

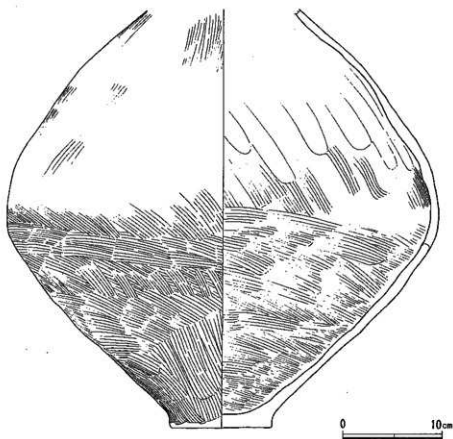
1区の調査については、遺構・土層確認の為に幅1.5mのトレンチを東西方向に2条設定し行った。包含層は全体的に希薄で、しかも西に行くほど薄かった。また、基盤層を掘り込んだ遺構は著しく少なかった。

5. 遺 物

今回の調査および事前の表面採集などで、弥生時代～中・近世にいたる土器・石器等の遺物をポリコンテナ5箱ほど得ることができた。時代ごとに記述していくこととする。

弥生時代の遺物は、後期前半になると思われるものは10の貼付口縁の中形の壺、鐙状口縁の高坏脚になると思われる13、小破片であるが11なども後期の前半になり得る土器である。後期の後半は1の壘形の土器棺、3段の羽状刺突文の施された12、貼付口縁の台付甕と思われる14等が考えられる。図化できたものは少ないが、弥生時代の遺物の出土量は第1～3次の発掘調査地点と比較すると少ない。中期の土器は1点も認められなかった。なお、土器のほかに近年打製石包丁ではないかと注目されている49の剥片石器が出土している。採集資料なので時期は決定できないが、6区では後期の土器しか見られないので後期のものと考えたい。

古墳時代の遺物は前期と後期のものが出土している。前期の土器は広口の壺の18、複合口縁の壺の15、比較的大形の器台の脚と思われる5、柱状の脚になる高坏の4・17、脚裾が大きく広がる高坏の16、S字状口縁の甕である6・19～21、在地系の台付甕の脚と思われる22・23、小形壺の24等がある。前期の土器でも特に古いものは含まれていないと思われ、4・15・17などは比較的新しくとくに17等は5世紀代のものに近い。19のS字甕は赤塚分類C類でも比較的古いほうかと思われる。今回の調査では鎌倉時代の遺物と共に、古墳時代前期の遺物が目立って多い状況であった。



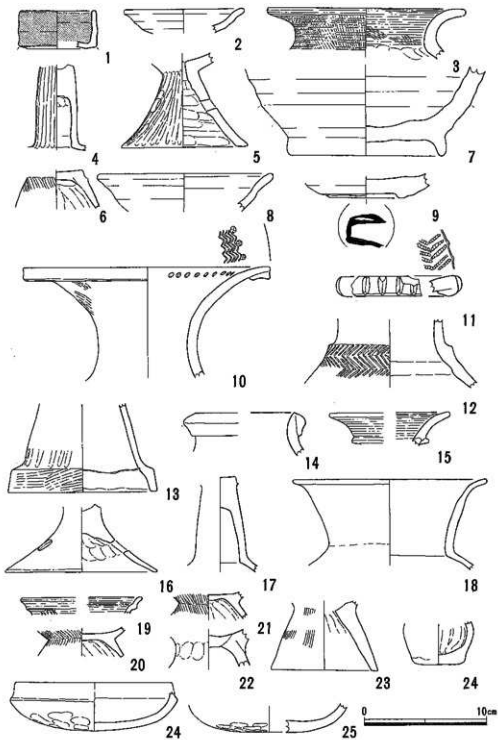
第4図 遺物実測図（土器棺）

古墳時代後期の土器は、土師器では6世紀末に近い時期の24の模倣杯、口縁部がないがほぼ6世紀後半になると思われる25の杯、6世紀末7世紀前半になる長胴甕の3、須恵器では6世紀後半になる26の杯、7世紀前半になる27の杯などがある。他に古墳～奈良時代に該当すると思われる内面ナデ整形の甕の破片も出土している。

奈良時代の土器は図示できたのは須恵器で、前半の無蓋杯になると思われる28、中頃の平底杯の29などがある。奈良時代の遺物の出土量はさほど多くない。

平安時代の土器は、10世紀前半の口径が16cmを口縁端部の引きが明確な碗である30、10世紀後半の口縁端部引きが弱い碗の31、11世紀後半の口径10cmになる小碗の2、10世紀の長頸瓶と思われる43などの灰軸陶器がある。多くは在地の大須賀町清ヶ谷産の灰軸陶器と思われる。平安時代の土器も、奈良時代と同様に量的には少ない。

平安時代末～鎌倉時代の土器は、12世紀前半～中頃の大鉢の底部と思われる7、12世紀中



第5图 遗物实测图2 (1·2=1区 3=2区 4~8=3区 9=4区 10~25=6区)

頃～12世紀後半になる渥美・湖西産の山茶碗の8・32・33、13世紀前半の渥美・湖西産の山茶碗になる34～36、同じく13世紀前半の渥美・湖西産の小皿になる40・41などがある。他の渥美・湖西産の山茶碗の高台部に靱殻痕がつく底部と思われる9・37～39についても12世紀後半～13世紀前半のものと考えられる。墨書土器は37の記号あるいは二と読めるもの、38の記号あるいは絵と思われるもの、9の記号と思われるものなどがあるが何れも意味はよくわからない。44は13世紀後半の灰釉掛け古瀬戸の瓶類の破片であろう。国産陶器にはほかに須恵器質の東遠江産山茶碗の小破片がある。このような国産陶器のほかに、中国製青磁で龍泉窯系の蓮弁文碗が出土している。他にも図示していないが小破片の青磁がある。平安時代末～鎌倉時代の遺物は古墳時代前期とともに多く、今回の出土品の主体を占めた。

室町時代以降のものとしては、15世紀の灰釉掛けの古瀬戸罎形皿の48、産地不明の(信楽か?)肩部に凸帯のつく瓶の46、中国製の明代の16世紀になる青花碗の47、瀬戸・美濃産陶器の18世紀後半～19世紀前半になる御深井軸のえさ入れ小鉢の1がある。

以上のように弥生時代後期～近世にいたる遺物が出土しているが、今回の調査地点では、弥生時代後期～古墳時代前期、平安時代末～鎌倉時代の遺物の出土量が多かった。

5. ま と め

今回の発掘調査は、あるべき姿からすれば極めて変則的な限られた調査であったが、①鶴松遺跡北西の限界をほぼ捉えることができたこと、②従来から知られていた弥生時代・鎌倉時代の遺構・遺物のみならず、古墳時代前・後期、奈良時代・平安時代、戦国時代、江戸時代と3世紀～16世紀、18世紀にわたる広範な時期の遺物が出土し、鶴松遺跡が弥生時代以降、継続的に人々の生活の場であったと考えられること等、いくつかの新たな所見を得ることができた。また、弥生時代後期の土器棺・打製石包丁、鎌倉時代の墨書土器等の貴重な出土品を採集することができた。発掘調査の成果は小さなものではなかったが、開発部局にとっても、埋蔵文化財保護部局にとっても、まさに晴天の霹靂であった今回の出来事を強く肝に命じておく必要がある。人間の信頼関係を基軸とする埋蔵文化財保護行政の未来のために、今回の出来事の真の原因を言い訳することなく再度真剣に考え、実直に受けとめ、今後の確かな教訓としていかなければならない。



写真1 6区発掘調査区全景（北より）



写真2 6区発掘調査区全景（南より）

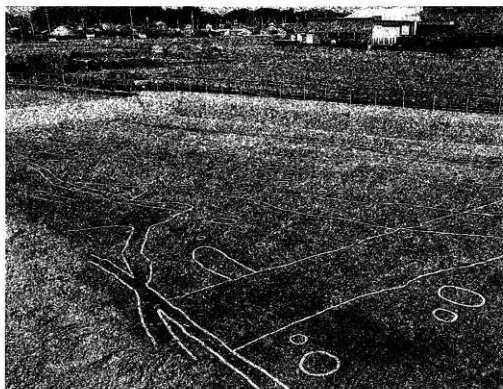


写真3 6区発掘調査区北東隅（西より）



写真4 6区発掘調査区作業風景

